

板橋区公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の設置及び運営に関する要綱

(令和4年11月2日 区長決定)

(目的)

第1条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の4第3項の規定により、設置等予定者（法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者という。）を選定するため、板橋区公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 公募設置等指針の内容に関すること
- (2) 設置等予定者を選定するための評価の基準に関すること
- (3) 設置等予定者の選定に関すること

(組織及び委員の構成)

第3条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 選定委員会の委員のうち2人は学識経験者とし、区長が委嘱する。
- 3 選定委員会の委員のうち2人は次に掲げる板橋区の職員をもって充てる。その他の委員は板橋区の職員のほか、公募する公募対象公園施設に関係する分野等における専門家、財務に関し識見を有するもの、地元有識者、地域の代表者等から必要に応じて選出し、区長が委嘱、任命する。
 - (1) 土木部長
 - (2) みどりと公園課長
- 4 選定委員会に委員長を置き、土木部長をもって充てる。
- 5 委員長は、選定委員会を代表し会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度内において選定等が終了するまでとする。
- 8 委員は再任することができる。

(会議)

第4条 選定委員会の開催は、委員長の招集により開催する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が急を要すると認めたとき又は選定委員会の会議を要しないと認めたときは、書面（文書以外の方法によって通信文その他の情報（音声を含む。）を伝達する通信方式を含む。）の方法による会議に代えることができる。
- 4 選定委員会の委員のうち、選定委員会で審議すべき事項に利害関係を有するものは、そ

の事項に関する審議に参加することはできない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(資料の提出等の要求)

第6条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、土木部みどりと公園課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。